

令和 6・7 年度入札参加資格（県内建設業）認定者が合併等を行う際の手続について

令和 6・7 年度入札参加資格（県内建設業）認定者が合併等を行う際の取扱いについて下記のとおり定める。

記

1 定義

この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 業種 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「建設業法」という。）第 3 条第 2 項に規定する業種をいう。
- (2) 存続者 合併において存続する会社並びに会社分割及び事業譲渡において事業を譲り受ける会社をいう。
- (3) 非存続者 合併において消滅する会社並びに会社分割及び事業譲渡において事業を譲り渡す会社をいう。
- (4) 技術者 和歌山県に届け出ている経営事項審査における 1 級、2 級又はその他のいずれかの資格を有する者をいう。

2 「入札参加資格（県内建設業）承継の手続について」（令和 6 年 6 月 1 日施行。以下同じ。）に定める手続について

存続者が既に入札参加資格を有している場合に「入札参加資格（県内建設業）承継の手続について」に定める手続を行った場合において、存続者の入札参加資格及び総合点数の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 非存続者が入札参加資格を有していて、存続者が入札参加資格を有しない業種については、存続者が非存続者の入札参加資格を承継する。
- (2) 総合点数の加点対象となる「災害時等緊急対応への貢献」、「工事成績」、「高得点工事成績」、「和歌山県優良工事表彰」に係る実績は、存続者と非存続者を合算して評価する。

3 「入札参加資格（県内建設業）承継の手続について」に定める手続の省略について

存続者が既に入札参加資格を有している場合には、「入札参加資格（県内建設業）承継の手続について」に定める手続を行わないことができる。この場合において、存続者の入札参加資格及び総合点数の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 存続者が入札参加できる業種は、既に存続者が入札参加資格を有している業種のみとし、被存続者が入札参加資格を有していても、存続者が入札参加資格を有しない業種には入札参加できないものとする。
- (2) 総合点数の加点対象となる「災害時等緊急対応への貢献」、「工事成績」、「高得点工事成績」、「和歌山県優良工事表彰」に係る実績は、存続者の実績のみを評価する。

4 総合点数の特別加算について

「令和 6・7 年度条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査に係る総合点数算定取扱い基準」（令和 6 年 6 月 1 日施行。以下「総合点数算定取扱い基準」という。）第 4 条に規定する総合点数の特別加算に係る手続は次のとおりとする。

- (1) 次に掲げる条件を全て満たす場合に特別加算を行う。

- ア 存続者及び非存続者のいずれもが合併又は事業譲渡を行った日（以下「合併等の日」という。）までの間、連続して4年間以上和歌山県の建設工事に係る入札参加資格を有していた者及び業種であること
 - イ 存続者及び非存続者の双方が合併等の日までの間、連続して4年間以上、建設業法上の主たる営業所が和歌山県内であること
 - ウ 非存続者は有している全ての業種の建設業許可を廃業すること
 - エ 合併等の日以前の直近の経営事項審査の審査基準日時点で非存続者に所属していた技術者のうち半数以上が合併等の日に存続者に所属していること
 - オ 非存続者が法人でかつ存続者が個人業者の合併又は営業譲渡でないこと
 - カ 存続者及び非存続者の双方が合併等の日までの間、連続して2年間以上、特別加算を受けていないこと
- (2) 特別加算を希望する存続者は別記様式第1号に次の書類を添えて申請するものとする。
- ア 施工実績に係る誓約書（別記様式第2号）（事業譲渡の場合に非存続者が営業を継続するとき）
 - イ 契約書（合併、会社分割のうち吸収分割又は事業譲渡）又は分割計画書（会社分割のうち新設分割）、並びに承継する資産及び技術者の移籍の内容が確認できる書類
 - ウ 株主総会議事録（法人の場合のみ）
 - エ 公告の写し（会社合併又は会社分割の場合）
 - オ 非存続者（法人の場合のみ）及び存続者（法人の場合のみ）の商業登記簿に係る全部事項証明書
 - カ その他知事が必要と認めるもの
- (3) 特別加算の申請があった場合には速やかに総合点数の再付与及び再格付けを行うものとする。

附 則

1 この規程は平成24年9月13日から施行する。

2 総合点数の特別加算基準は廃止する。

附 則

1 この規程は平成26年4月21日から施行する。

附 則

1 この規程は平成28年5月30日から施行する。

附 則

1 この規程は平成30年6月14日から施行する。

附 則

1 この規程は令和元年7月9日から施行する。

附 則

1 この規程は令和2年6月2日から施行する。

附 則

1 この規程は令和4年5月26日から施行する。

附 則

1 この規程は令和6年6月1日から施行する。

合併等による特別加算申請書

令和____年____月____日

和歌山県知事 様

存続者

主たる営業所の所在地_____

商号又は名称_____

代表者役職氏名_____

許可番号

大臣・知事コード		許	可	番	号
第					号

非存続者（合併等の日のものを記載）

主たる営業所の所在地_____

商号又は名称_____

代表者役職氏名_____

許可番号

大臣・知事コード		許	可	番	号
第					号

令和 6・7 年度和歌山県入札参加資格（県内建設業）に係る総合点数の算定において合併等による特別加算を受けたいので下記書類を添えて申請します。

【添付書類】

- 施工実績に係る誓約書（別記第 2 号様式）（事業譲渡の場合に非存続者が営業を継続するとき）
- 契約書（合併、会社分割のうち吸収分割又は事業譲渡）又は分割計画書（会社分割のうち新設分割）、並びに承継する資産及び技術者の移籍の内容が確認できる書類
- 株主総会議事録（法人の場合のみ）の写し
- 公告の写し（会社合併又は会社分割の場合）
- 非存続者（法人の場合のみ）及び存続者（法人の場合のみ）の商業登記簿に係る全部事項証明書

施工実績に係る誓約書

令和____年____月____日

和歌山県知事 様

存続者

主たる営業所の所在地_____

商号又は名称_____

代表者役職氏名_____

許可番号

大臣・知事コード		許	可	番	号
第					号

非存続者

主たる営業所の所在地_____

商号又は名称_____

代表者役職氏名_____

許可番号

大臣・知事コード		許	可	番	号
第					号

合併等による特別加算を申請するにあたり、非存続者の施工実績は存続者に帰属するものとし、今後和歌山県に対して非存続者が当該施工実績を自らの施工実績として主張しないことを誓約します。